

広島県告示第五百六十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
草卸A地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号を順次結んだ線、標柱五号から八号までを平成四年七月三十日広島県告示第八百二十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と八号を「告示」で指定した土地に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号は「告示」で指定した土地に存する標柱三号と同一とし、標柱五号から八号までを「告示」で指定した土地に存する標柱七号から四号と同一とする。

呉市		郡市・区		
倉橋町				町
中田		中田		字
草卸	中田	五九八〇番・五九八一番・五九八六番・五九九一番二・甲五九八二番地先里道敷	地番	標柱一号
乙一七九番一地先里道敷	乙五九八二番地先里道敷	五九八〇番・五九八一番・五九八六番・五九九一番二・甲五九八二番	地番	標柱二号、三号、七号及び八号
五九七九番	五九七九番	五九七九番	地番	標柱五号及び六号